週休2日制現場の試行要領

(目的)

第1条 建設業が取り組む「週休2日の定着」を支援するため、受注企業の現場代理人、主任技術者及び監理技術者(以下「技術者等」という。)を週に2日間休日とし、同時に工事現場を閉所とする「週休2日制現場」の試行にあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 週休2日制現場の実施は、発注者が選定する案件を対象とする。

(週休2日制の定義)

- 第3条 対象期間*1中、週に2日間、工事現場を閉所*3とする。この閉所日は原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、工事工程表作成時(当初)であれば、受注者の希望により、日曜日及び任意の曜日を設定することもできるものとする。
- 2 受注者は、第1項で定めた閉所日においては、技術者等の内業を含め、元請業者及び下請業者 の当該現場に従事する全ての労働者を休日又は休暇とする。
- 3 取組状況は現場閉所率により確認するものとし、現場閉所率は、(週休2日の現場閉所を行った週)÷(対象期間の週)で算出する。
- 4 前項で算出した現場閉所率が100%(4週÷4週/月)にて達成とする。
- ※1 対象期間とは、工事着手日*2から完成期日までの期間から、工場製作のみを実施している期間及び工事全体の一時中止、年末年始休暇、夏期休暇を除いた期間とする。
- ※2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあたってはそれを含む)の初日をいう。 (建設工事必携参照)
- ※3 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(実施対象工事の発注方法)

第4条 週休2日制現場の発注にあたっては、「発注者指定型」、「受注者希望型」のいずれかの方法による。

(1) 発注者指定型

「発注者指定型」とは、発注時から発注者が週休2日制現場を行うことを指定する工事をいう。

(ア)実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に週休2日制現場(発注者指定型)であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

記載例

当工事は「週休2日制現場(発注者指定型)」の実施対象工事である。「週休2日制現場の試行要領」に基づき工事を実施すること。

(2) 受注者希望型

「受注者希望型」とは、契約後、受注者が週休2日制現場の適用を希望する場合に、実施する工事をいう。

(ア) 実施対象工事の発注にあたり、施工条件の明示に週休2日制現場(受注者希望型)であることを明示し、発注手続きを行うこととする。

記載例

当工事は「週休2日制現場(受注者希望型)」の実施対象工事であるため、「週休2日制現場の試行要領」に基づき、受注後速やかに工事打合せ書に希望の有無を記載し、監督員へ提出すること。

(実施方法)

- 第5条 週休2日制現場の受注者は、工事着手日までに、速やかに発注者(監督員等)とともに、 次項の条件を満たす工事工程表を作成すること。なお、受注者希望型の受注者は、工事着手ま でに工事打合せ書により監督員に「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申し出を行うこと。
- 2 工事工程表の作成に当たっては、受注者の設計照査時間や材料手配に必要な期間も計上するほか、発注者の作業期間(段階確認及び関係者との調整期間、設計変更作業期間 等)も計上すること。
- 3 発注者は、第1項の工事工程表の作成により、工期内に工事を完成することができないと判断された場合は、建設工事請負契約約款の規定により工期を変更する。
- 4 荒天(降雨、降雪等)により休工した日も現場を閉所した日数に含める。その場合、発注者と の協議により、現場閉所日を振替えることができるものとする。
- 5 災害応急業務で、他の現場にやむを得ず出勤を行った場合でも、当該現場が閉所されていれば、 「休日扱い」にするものとする。
- 6 緊急対応による作業を行った場合は、原則、2時間未満の作業の場合は「休日扱い」とし、2 時間以上の作業の場合は「出勤扱い」とする。ただし、緊急対応後、速やかに発注者と協議の上、完成期日までに振替休日を設定し、工事打合せ書により工事工程表(変更)を添付し、速やかに監督員へ提出し、承認を得ること。なお、協議した振替休日の変更は認めないこととし、計画通り取得した場合は「休日扱い」として認める。
- 7 受注者は、対象期間中、地元条件等のやむを得ない理由で現場閉所と定めた日に作業を行う場合は、事前に発注者に協議の上、完成期日までに振替休日を取得することとし、工事打合せ書により、その理由と工事工程表(変更)を提出し承認を得ること。なお、協議した振替休日の変更は認めないこととし、計画通り取得した場合は「休日扱い」として認める。
- 8 受注者は、第1項及び第2項の取組を行った場合は、精算(設計変更)時に、その状況について、次の各号に掲げる書類を提示し、発注者の確認を受けること。なお、この確認にあたっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努めること。
 - (1) 工事現場の閉所の状況がわかる書類(出勤簿等)
 - (2)企業の休日がわかる書類(就業規則等)

(技術者等の他工事との兼務について)

第6条 週休2日制現場の技術者等について、他工事との兼務により週休2日が確保できない場合は兼務を認めない。

(周辺住民への周知)

第7条 受注者は、対象期間中、別図1「掲示板参考図」を参考にして週休2日制現場であることを記載した掲示板を工事現場の公衆の見やすいところに設置する(A3版程度)。なお、この設置に係る経費は、共通仮設費率に含むものとする。

(間接工事費率等の補正)

- 第8条 建設業が取り組む「週休2日の定着」を目指し、週休2日制現場に取組しやすい環境を整えるため、週休2日の達成状況に応じ、補正計数を労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率(以下、「間接工事費率等」という。)に乗じるものとする。なお、労務費については、労務費分が明らかとなっていない土木工事標準単価については、補正の対象としない。
 - (1) 発注方法に応じ、次のとおり間接工事費率等の補正を行うこととする。

(ア)発注者指定型

- ① 予定価格の算出は、週休2日制現場が達成できることを前提とした間接工事費率等にて行う。
- ② 週休2日制現場が達成できなかった場合は、精算(設計変更)時に間接工事費率等の 補正を行う。

(イ)受注者希望型

- ① 予定価格の算出は、通常の積算体系で行う。
- ② 受注者より「週休2日制現場の適用を希望する」旨の申し出があった場合は、達成できることを前提に速やかに間接工事費率等の補正を行う。
- ③ 週休2日制現場が達成できなかった場合は、精算(設計変更)時に間接工事費率等の補正を行う。
- (2) 間接工事費率等に、(ア) のとおり補正係数を乗じることとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価については(イ)、(ウ)により補正する。

(ア)対象期間中、週休2日制現場を達成できた場合

【機械経費(賃料)】 1.02

【共通仮設費率】 1.03

【現場管理費率】 1.05

(見積参考資料には「週休2日制補正 有り」と表示される。)

(イ) 市場単価

名称	区分	週休 2 日制現場を 達成できた場合
鉄筋工		1. 04
ガス圧接工		1. 03
インターロッキングブロックエ	設置	1. 01
1 2 3 - 1 9 7 2 9 9 1 9 9 1	撤去	1. 04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1. 01
	撤去	1. 04
 防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1. 01
	撤去	1. 04
 防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1. 04
的战III队巨工(模型 拉洛的工III)	撤去	1. 04
防護柵設置工(落石防護柵)		1. 01
防護柵設置工(落石防止網)		1. 02
道路標識設置工	設置	1. 01
但的惊慨以巨上	撤去・移設	1. 03
道路付属物設置工	設置	1. 01
运站的满物改造工	撤去	1. 04
法面工		1. 02
吹付枠工		1. 03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1. 03
道路植栽工	植樹	1. 04
坦路他私工	剪定	1. 04
公園植栽工		1. 04
橋梁用伸縮接手装置設置工		1. 02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1. 04
橋面防水工		1. 01
薄層カラー舗装工		1. 01
グルービングエ		1. 01
軟弱地盤処理工		1. 02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1. 01

(ウ) 土木工事単価

名 称	区分	週休 2 日制現場を 達成できた場合
区画線工		1. 04
高視認性区画線工		1. 04
橋梁塗装工		1. 03
+# \/± \/# - - - -	機械	1. 03
構造物とりこわし工	人力	1. 04
コンクリートブロック積工		1. 04
排水構造物工		1. 04
鋼製排水溝設置工		1. 04
表面被覆工	固定足場	1. 02
(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1. 02
ま エ & ほ ア	固定足場	1. 04
表面含浸工	高所作業車	1. 04
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	固定足場	1. 04
連続繊維シート補強工	高所作業車	1. 04
剥落防止工	固定足場	1. 04
(アラミドメッシュ)	高所作業車	1. 04
79-1-1-1-M-11-11-18-7-	固定足場	1. 04
漏水対策材設置工 	高所作業車	1. 04
防草シート設置工		1. 03
紫外線硬化型 FPR シート設置工	固定足場	1. 02
(ポリエステル樹脂)	高所作業車	1. 01
塗膜除去工		1. 04
バキュームブラストエ		1. 01
¥ na	設置	1. 01
道路反射鏡設置工	撤去	1. 04
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1. 04
機械式継手工		1. 04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1. 03
ノンコーキング式コンクリート		1 01
ひび割れ誘発目地設置工		1. 01
FRP 製格子状パネル設置工		1. 00
浸食防止用植生マット工(養生マット工)		1. 04
支承金属溶射工		1. 04
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管)設置工		1. 03

(工事成績評定)

第9条 発注者は、受注者の週休2日制現場の取組を別表1「週休2日制現場の取組に対する考査項目」において評価し、審査項目の評点は、別表2「工事成績採点表」に定めるとおりとする。 なお、達成できなかった場合においても、評価を減点しないこととする。

附 則

この要領は令和5年9月1日から適用する。

附則

この要領は令和6年1月22日から適用する。

附則

この要領は令和6年6月18日から適用する。ただし、適用日以前に契約(仮契約も含む)を締結した案件にかかる間接工事費率等の補正については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は令和6年10月1日から適用する。

(別図1)

週休2日制現場

この工事は、建設業が取り組む「週休2日の定着」を支援するため、週休2日に取り組む現場です。

発注者:太田市○○課 受注者:●●建設(株)

【掲示板参考図】

公衆の見やすいところに設置すること

大きさ: A3版程度

(別表1) 调休2日制現場の取組に対する考査項目

考査項目							
「2.施工状況ーⅡ.工程管理」で評価対象項目「休日の確保を行ってい							
る」を評価することを加え、「5.創意工夫 Ⅰ.創意工夫」で、以下の							
とおり評価する。							
【対象期間中、「週休2日制現場」を達成できた場合】 評定点+2点(評定点合計+0.8点)を加点する。							
評定点+2点(評定点台計+U. 8点)を加点する。							
「6.社会性等 Ⅰ.地域への貢献等」で、以下のとおり評価する。							
【対象期間中、「週休2日制現場」を達成できた場合】							
評定点+2.5点(評定点合計+0.5点)を加点する。							

(別表2)工事成績採点表

工事成績採点表(完成・一部完成・既済・中間)

○ **完成** ○ 一罪完成 ○ 获務 ○ 中間

別表第1

履行名称												频	約全額	(数)	4)			1	円	検	業 日					
数食者名					事件	単作業			理打	南 阿勒	-					完成年			年月日					- 1		
考 東 項 日		整	番	Д		ģ.	140	括章	A		3				- 8	8					検	查	A	(党	(地)	
The section is		政名		4.5		即	既集				即	氏名			-		政名	风名				政务				申
項目	ia ni	п	ъ	c	d	0	a	ь	.0	ď	0	n	ь	0	d	e	a	b	0	d	e	n	ь	c	d	o
1、施工体制	1. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10, 0				8 1	- 3		8			5 8	3 3		200	3 3		ľ.				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0	0	. ,					No. 355				e		0	87 11		Į.	0 10			0.0
2. 施工状况	1、施工管理		+1.5	Q	-5.0	-10,0																+5.0	+2.5	0	57.5	-15.0
	17. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10, 0	+10.0	+5.0	.0	-7,5	-15.0	9.0				17				S. 1	П		C 15			G
	車. 安全対策	+2.0	+1.0	. 0	-5.0	-10.0	+15.0	+7.5	. 0	-7.5	-15, 0		8 8	1 3		8 8	3 3		5.00	3 3			8 8			
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0													,							
3、出來形	1. 出來那	+2, 0	+1.0	a	-2,5	-5. a																+10.0	+5.0	0	-10,0	-20.0
及び	II. A. A.	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0	9 9			1			8 6			6 6	8 3		ŝ.	8 3		+15.0	+7, 5	0	-12, 5	-25, 6
出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		1	8 1		-	4 9			ģ š			8 8			8	8 8		9	8 8		+5.0	+2.5	0	-5.0	
4. 工事特性	1. 施工条件等への対応 ※2	+13.	+13.0~0																							
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3		+7.0-0)			- 1			î	T i		1			i ii				in i			31 21			55 - 10
6. 社会情等	1. 地域への貢献等 ※4						10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0		9 6			8 6	3 8		ŝ	B) 8		1				
加坡森合新	(1+2+3+4+5+6)				ā		Ā					ă					á					4				
野定点 (6	群定点 (6 5 点生加減点合計) ※ 1				A		0			A 0 A					© #					⊕ #						
群定点計					A	〇既済	部分 (事職)	検査がき 検査がた	うった事 とかった	金: ((D=0.4 ((D=0.	+@#0. 4+@#	2+@+0 =0, 2+@	1. 2+@# (#0. 4)	0. 2)	- F	定点針	泰恒	L. 3	(既済	中間)	# 2 E	III. E e	場合は	平均值
7. 推令遵守等 ※ 7				森																						
群定点合計	搬名				A	〇群忠	森計 +	7.	法令遵守	*						- 71	oj.					200				
所 見 ※5 (新祭科) □					[総亦憲眞]												[余至月] □									

- ※1 1~3の酵産(6.5点土球鍼点合計) + 4,5,6の酵産(加点合計) = 酵産点 各群定点(①~②)は、小飲点以下第1位まで配入する。 ※2 工事特性は、機能工事等有の態度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、作業課業・社会条件、厳しい自然・地盤条件、景楽工事における安全環境等)に対して適切に対応したことを評価する 項目である。
- ※3 創倉工夫は、企業の工夫やノウハウにより特集すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

- ※3 割ぎ上大は、企業の上大やインワックにより物業すべき評価内容があった場合に評価する場合で発生する。
 ※4 4、5、6、6、1、1、は加点評価のみとする。
 ※5 所見は必ず記載する。
 ※6 各考查項目数の保存は、監督員は別紙―1、総括機員は別紙―2、検査員は別紙―3によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員及び総括機員が犯入する。
 ※7 社会選手等知は減点評価のみとし、総括機員が行う。
 ※8 評定点合計は、小飲点以下第1位までとする。